

様式第 1 号（第 4 条関係）

（宛先）新居浜市長

年 月 日

新居浜市移住支援金交付申請書

新居浜市首都圏移住支援事業費補助金交付要綱第 4 条の規定により、次のとおり申請します。

1 申請者欄

フリガナ		生年月日	
氏名		年 月 日	
住所	〒	電話 番号	
メールアドレス			

2 移住支援金申請額 _____ 円

3 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1 の申請者は含まない）	人
移住支援金の種類		就業		テレワーク	上記家族の人数のうち 18 歳未満の者の人数	人
		起業		本事業における関係人口		

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

別紙 1 「新居浜市移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙 2 「新居浜市首都圏移住支援事業における個人情報の取扱い」に記載された内容について 申請日から 5 年以上継続して、新居浜市に居住する意思について		A. 同意する		B. 同意しない
		A. 意思がある		B. 意思がない
（就業・起業の場合） 申請日から 5 年以上継続して、就業・起業する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
（マッチングサイト掲載求人への就業の場合） 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		A. 3 親等以内の親族に該当しない		B. 3 親等以内の親族に該当する
（テレワークの場合） 新居浜市への移住の意思について		A. 自己の意思である		B. 所属からの命令である

(本事業における関係人口の場合) 支給対象者の要件及び地域の担い手確保の要件 について		A. 該当する		B. 該当しない
---	--	---------	--	----------

※ 各種確認事項のいずれかにおいて、B. に○がある場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

5 (東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載) 東京23区への在勤履歴

新居浜市に住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上かつ直前に連続して1年以上の在勤履歴を記載

期間	就業先	就業地

6 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	週 ・ 月 ・ 年 回程度 / 行くことはない / その他 ()

(様式第 1 号別紙 1)

新居浜市移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 愛媛県移住支援事業に係る新居浜市首都圏移住支援事業費補助金に関する報告及び立入調査について、愛媛県及び新居浜市から求められた場合には、それに応じます。
 - 2 次のいずれかに該当した場合には、新居浜市首都圏移住支援事業費補助金交付要綱第 11 条の規定により、移住支援金の全額又は半額を返還します。なお、新居浜市が指定する期日までに返還がなされない場合は、新居浜市が関係行政機関及び関係金融機関等に対し、私の所得、財産等の調査を実施することに同意します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の申請等をしたことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から 3 年未満に新居浜市から転出した場合：全額
 - (3) 移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に新居浜市から転出した場合：半額
 - (4) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
- (就業の場合のみ)
- (5) 移住支援金の申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

(様式第 1 号別紙 2)

新居浜市首都圏移住支援事業における個人情報の取扱い

愛媛県及び新居浜市は、愛媛県移住支援事業に係る新居浜市首都圏移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、愛媛県及び新居浜市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

（宛先）新居浜市長

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者



就業証明書（就業の場合）

次のとおり相違ないことを証明します。

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週 20 時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係 ※マッチングサイト掲載求人の場合	3 親等以内の親族に該当しない
※プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合のみ	目的達成後に離職することが前提ではない ☐ プロフェッショナル人材事業 ☐ 先導的人材マッチング事業

愛媛県移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、愛媛県及び新居浜市の求めに応じて、愛媛県及び新居浜市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

（宛先）新居浜市長

所在地

事業者名

代表者名

電話番号

担当者

印

就業証明書（テレワークの場合）

次のとおり相違ないことを証明します。

勤務者名	
勤務者住所 （移住前）	
勤務者住所 （移住後）	
勤務先部署の 所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではない
雇用形態	
交付金による資金 提供	勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業による資金提供をしていない

愛媛県移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、愛媛県及び新居浜市の求めに応じて、愛媛県及び新居浜市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第 4 号（第 4 条関係）

年 月 日

（宛先）新居浜市長

申請者名

所在地

就業時間の証明書（個人事業主・フリーランスの場合）

次のとおり相違ないことを証明します。

就業開始日	年 月 日					
就労時間 (固定就労の場合)	合計時間	☐ 月間 ☐ 週間		時間		
		(うち休憩時間 分)				
	就労日数	☐ 月間 ☐ 週間		日		
	平日	時	分	～	時	分 (うち休憩時間 分)
	土曜	時	分	～	時	分 (うち休憩時間 分)
	日曜	時	分	～	時	分 (うち休憩時間 分)
就労時間 (変則就労の場合)	合計時間	☐ 月間 ☐ 週間		時間		
		(うち休憩時間 分)				
	就労日数	☐ 月間 ☐ 週間		日		
	主な就労時間帯		☐ 月間 ☐ 週間		時間	
	(うち休憩時間 分)					
就労実績 (直近 3 カ月)	年 月 日/月、 時間/月	年 月 日/月、 時間/月	年 月 日/月、 時間/月			
特記事項（備考）						

様式第5号（第4条関係）

個人情報確認同意書

年 月 日

（宛先）新居浜市長

申 請 者	ふりがな	
	氏 名	⑩ ※自署の場合は押印不要
住 所	(〒 -) 市 町 丁目 番 号 番地	
生年月日	年 月 日	
電話番号	- -	

新居浜市が実施する事業、制度等を利用するにあたり、当該事業、制度等の資格審査のため、市が保有する私（世帯全員が審査対象の場合は当該世帯全員）に係る次の個人情報を確認することに同意します。

1 事業、制度等の名称 新居浜市首都圏移住支援事業

2 確認に同意する個人情報

（1）住民基本台帳に記録されている情報

（2）納税状況に関する情報

※世帯全員が審査対象の場合は、当該世帯全員の署名（自署又は記名押印）が必要です。
未成年者については、親権者等（法定代理人）が自筆してください。

	氏 名	申請者との続柄	生年月日
1			年 月 日
2			年 月 日
3			年 月 日
4			年 月 日
5			年 月 日

注1 この同意書により確認する個人情報は、上記の目的のためにのみ利用し、その他の目的に利用することはありません。

注2 本人確認をさせていただきますので、審査対象全員の本人確認書類（代理申請の場合は写し可）を御持参ください。

様式第 6 号（第 5 条関係）

年 月 日

様

新居浜市長

新居浜市移住支援金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった移住支援金の交付については、次のとおり決定しましたので、新居浜市首都圏移住支援事業費補助金交付要綱第 5 条の規定により通知します。

交付決定額 _____ 円

（交付条件）

1 新居浜市は、愛媛県移住支援事業及びマッチング支援事業における新居浜市首都圏移住支援事業費補助金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。

- ・ 移住支援金の申請に当たって、虚偽の申請等をしたことが判明した場合：全額
- ・ 移住支援金の申請日から 3 年未満に新居浜市から転出した場合：全額
- ・ 移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に新居浜市から転出した場合：半額
- ・ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額

（就業の場合）

- ・ 移住支援金の申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

様式第 7 号（第 6 条関係）

年 月 日

（宛先）新居浜市長

申請者 住 所
氏 名

新居浜市移住支援金交付請求書

新居浜市首都圏移住支援事業費補助金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり請求します。

1 補助事業の名称	新居浜市首都圏移住支援事業費補助金	
2 請求額	円	
3 振り込み先	金融機関名	銀行/信金/農協/信組/その他 支店/出張所/その他
	口座種別	
	口座番号	
	(フリガナ) 名義人	()

様式第 8 号（第 8 条関係）

（宛先）新居浜市長

年 月 日

新居浜市移住支援金交付決定通知書再交付申請書

愛媛県移住支援事業及びマッチング支援事業における新居浜市首都圏移住支援事業費補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき、移住支援金交付決定通知書の再交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		生年月日	
氏名		年 月 日	
住所	〒	電話 番号	
メールアドレス			
再交付が必要な理由			

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1 の申請者は含まない）	人
移住支援金の種類		就業		テレワーク	上記家族の人数のうち 18 歳未満の者の人数	人
		起業		本事業における関係人口		

様式第9号（第9条関係）

年 月 日

様

新居浜市長

新居浜市移住支援金交付決定通知書〔再交付〕

愛媛県移住支援事業及びマッチング支援事業における新居浜市首都圏移住支援事業費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、以下のとおり移住支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

交付決定額 _____ 円

（交付条件）

1 新居浜市は、愛媛県移住支援事業及びマッチング支援事業における新居浜市首都圏移住支援事業費補助金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。

- ・ 移住支援金の申請に当たって、虚偽の申請等をしたことが判明した場合：全額
- ・ 移住支援金の申請日から3年未満に新居浜市から転出した場合：全額
- ・ 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に新居浜市から転出した場合：半額
- ・ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額

（就業の場合）

- ・ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額